

令和5年8月10日臨時会 提出議案の名称と概要

(1) 条例制定関係

報告第7号 専決処分の報告について（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例）

地方自治法の改正に伴い、必要な条例改正を行うもの。

(◆議会委任による専決処分 専決処分日：令和5年7月25日、施行日：令和6年4月1日)

(2) 予算関係

議案第42号 令和5年度北栄町一般会計補正予算（第4号）

※概要は裏面「資料1」による。

(3) その他関係

議案第43号 財産の処分について

○処分財産 : 土地 北栄町田井字灘浜 490 番地 2 の一部 雑種地等 外 10 筆
7,084.88 m²

○処分金額 : 84,347,428 円

○相手方 : 国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長

令和5年8月臨時会補正予算(案)概要

1 一般会計補正予算(第4号)

現計予算額 10,357,521千円 補正額 1,009,266千円 補正後の額 11,366,787千円

(歳入)

国庫支出金	175,451 千円
県支出金	2,000 千円
繰入金	28,115 千円
諸収入	228,300 千円
町債	575,400 千円

(歳出)

道の駅北条公園再整備事業	1,007,000 千円
普通財産災害復旧事業	2,266 千円

(財政調整基金の状況)

3号補正後残高	1,881,562 千円
4号補正繰入額	8,962 千円
4号補正後残高	1,872,600 千円